

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年 12 月 27 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神藤
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和 2 年度税制改正大綱 Part III 消費税

1. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設(新設)【消費税】

法人に係る消費税の確定申告書の提出期限について、次の措置を講ずる。

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する届出書を提出した場合には、それ以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を 1 月延長する。

(注 1) 上記の改正は、令和 3 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。

(注 2) 確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付する。

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化【消費税】

(1) 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度について、次の見直しを行う。

①住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産(※)に該当するもの(以下「居住用賃貸建物」という。)の課税仕入については、仕入税額控除制度の適用を認めない。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引続き仕入税額控除制度の対象とする。

※高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいう。

②上記①により仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合又は譲渡した場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡の対価の額を基礎として計算した額を当該課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整する。

(2) 住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税を非課税とする。

(3) 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税の調整措置(以下「棚卸資産の調整措置」という。)の適用を受けた場合を加える。

(注) 上記(1)の改正は、令和 2 年 10 月 1 日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について、上記(2)の改正は同年 4 月 1 日以後に行われる貸付けについて、上記(3)の改正は同日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合について、それぞれ適用する。ただし、上記(1)の改正は、同年 3 月 31 日までに締結した契約に基づき同年 10 月 1 日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には、適用しない。